

令和5年5月15日

各位

航空自衛隊秋田救難隊
契約担当官

入札及び契約心得

航空自衛隊秋田救難隊契約担当官が実施する製造、物品の購入、役務及びその他調達に係わる入札（見積）に参加する場合は、航空自衛隊標準契約条項、航空自衛隊標準請書条項、適用契約条項、公告及び見積依頼書に示す内容その他、入札（見積）条件並びに次に定める事項を熟知の上、入札（見積）に参加されたい。

- 1 入札は、公告に示した日時及び場所にて入札者又はその代理人が、所要事項を記入した入札書を直接入札箱に投函して行うものとする。また、郵便による入札を可とする。
- 2 入札場所への入室は、入札開始時間の10分前からとする。
- 3 代理人による入札は、「委任状」を持参されたい。
- 4 入札者は、一度提出した入札書の差し替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- 5 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低価格（売払時は、最高価格）をもって入札した者を落札者とする。単価契約については原則1品目ごと落札者を決定する。
- 6 入札の執行は、原則として2回までとする。尚、郵便入札では再入札には参加できない。
- 7 落札者となるべき同価格者が2人以上の場合は、くじ引きにより決定する。尚、くじを引く者がいない場合は、入札執行職員以外の職員が代行する。
- 8 入札に際し、貸与した仕様書、図面等は当該入札前に返却すること。
- 9 次の各号に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札保証金を所定の日時まで納付しない者の入札
 - (3) 所定の入札日時までに到着しない入札
 - (4) 電信、電話による入札

- (5) 入札書に記名のないもの、名称、数量、金額等が不明なもの及び入札金額に訂正があるもの。
- (6) 2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (7) 同時に複数の入札書を投函した入札
- (8) 入札に際し、不当に価格を競り上げ又は競り下げる目的をもって、連合した者及び他の入札参加を妨害した者、あるいは職員の職務執行を妨げた者が行った入札
- (9) 入札の公告、入札及び契約心得並びにその他契約担当官の指示に違反した入札

10 次のような行為があったと認められる場合は、入札等の参加を制限する。

- (1) 契約履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、物品の品質、数量に関して不正行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げ又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者の契約履行を妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務執行を妨げた者
- (5) 正当な理由が無く、契約を履行しなかった者
- (6) 入札参加停止処分から2年を経過しない者を代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- (7) 他基地等において、前各号の行為を行った者

11 暴力団排除に関する誓約事項

入札（見積）参加業者及び契約締結業者は、入札（見積）及び契約に際し、「防衛省が行う公共工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（23.4.15）（以下「合意書」という。）に基づき、入札書（見積書）の提出をもって合意書別紙第3の誓約事項に誓約したものとする。

12 不当介入を受けた場合の措置

契約締結業者は、自ら又は下請者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに契約担当官に報告するものとする。

13 同等品申請

入札（見積）参加業者は、公告等により定められた入札（見積）に参加し、又は随意契約による際に、同等品により応札する場合は、「同等品で対応される場合の手続きについて」（航空自衛隊秋田救難隊ホームページ調達情報及び秋田救難隊会計班事務室前掲示板に掲載）に従い手続きを行うものとする。

14 契約の締結

- (1) 契約解除

契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

- ア 契約締結業者が天災地変、その他契約締結業者の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。
- イ 契約締結業者が、完全にこの契約の履行を行わないとき。
- ウ 誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じたとき。
- エ その他、契約担当官が必要と認めたとき。また、前各号により契約担当官が契約締結業者の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。尚、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

(2) 納期厳守

契約締結業者は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了する恐れがある場合には、納期（履行）遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。また、契約担当官が契約締結業者の責による遅延と判断した場合、契約締結業者は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を支払うものとする。尚、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

(3) 納品

納品は、仕様書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

15 押印省略

提出書類は、代表者の押印を省略することができる。ただし、契約書及び契約担当官が必要とした場合を除く。

16 人権尊重の取組

相手方は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

この入札及び契約心得は、令和5年5月15日より適用する。

<照会先>

〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠23-26

航空自衛隊秋田救難隊 会計班契約係

電話：018-886-3320（内線：254又は278）

FAX：018-886-3320